

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年6月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置 (平成22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成25年度)	過去3年の措置状況(2) (平成26年度)	過去3年の措置状況(3) (平成27年度)	平成28年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (2) 不法占拠等かどうか確定できない財産 (ウ) 建物、構造物等	【農協店舗敷地】(報告書57ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いを行い、占拠されている事実が判明した場合は占有者への売却又は有償貸付を実施する。	平成25年11月、境界立会を実施。境界確定後、占有者と交渉していく。	境界確定し占有者(農協)と交渉中。 隣接支所敷地一部に農協所有地があり、この契約を含め七二会支所において交渉中。	占拠状態は農協店舗の解体により解消した。 今後は、七二会支所周辺の整備計画を視野に売却又は有償貸付を検討。	長野中央警察署七二会駐在所敷地として平成29年度中に有償貸付を行う予定。	管財課